

不動産競売申立てに必要な書類等について

福島地方裁判所・管内各支部競売係（白河支部を除く）

申立手数料 (収入印紙)	4,000円	担保不動産競売 強制競売	担保権1個につき 債務名義1個につき
登録免許税 (収入印紙 または 国庫金納付書 ・領収書)	次の計算式により算出した金額 $\frac{\text{請求債権額}(1,000\text{円未満切捨て}) \times 1000}{100} \times \frac{4}{100}$ =登録免許税(100円未満切り捨て) 根抵当権の場合は 極度額と請求債権額のうち低額の方を基準とする。		
郵便切手	84円切手+10円切手1組又は料金受取人払郵便封筒を提出してください(保管金提出書を送付するために使用します)。なお、物件の所在地によっては差押登記完了証返送用切手を納付していただく場合があります。		
民事執行予納金	基準額：1～5筆50万円，6筆以上は筆数×10万円 なお、事案によっては額が増減することがあります。また、手続進行中に不足が生じた場合は自納していただきます。 (注) 申立て時に保管金提出書を発行します。納付され次第、手続を進行しますので、指示のあった納付期限内に納付してください。		
提出書類	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 不動産登記全部事項証明書（他に写し2部） <input type="checkbox"/> 公課証明書（他に写し1部） <input type="checkbox"/> 不動産登記法14条の地図(公図)（他に写し1部） <input type="checkbox"/> 申立債権者及び債務者(所有者)の住民票（マイナンバーの記載のないもの），法人の場合は資格証明書（代表者事項証明書等） （債務者（所有者）が法人の場合は他に写し1部） ※上記書類は3か月以内のもの <input type="checkbox"/> 委任状(委任行為がある場合)及び代理人許可申立書(申立手数料は収入印紙500円) <input type="checkbox"/> 特別売却の同意書 <input type="checkbox"/> 建物図面及び各階平面図(法務局備付けのもの)（他に写し1部） <input type="checkbox"/> 地積測量図（他に写し1部） <input type="checkbox"/> 物件案内図(住宅地図等の写し，場所を特定してください。)（他に写し1部） <input type="checkbox"/> 現況の調査または評価した場合はその文書（他に写し1部） <input type="checkbox"/> 請求債権目録のコピー 5枚 強制競売の場合は、さらに <input type="checkbox"/> 執行力のある債務名義 <input type="checkbox"/> 送達証明書		
その他	<input type="checkbox"/> 件外建物または件外底地がある場合はそれらの不動産登記事項証明書(他に写し2部)を添付してください。 <input type="checkbox"/> 滞納処分庁による差押えが先行している場合は、不動産競売申立てと同時に、競売手続続行の申立書及び評価命令発令の同意書を提出してください。 <input type="checkbox"/> 進行照会回答書（3部）		

※ 上記は原則的な取扱いです。ご不明な点は申立てをする裁判所にお問い合わせください。